

財務省告示第四百三十八号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十四年十一月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月五日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	の法律及びその条項	発行方法	払込金額	種類	発行行	発行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第二百二回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金に	よる引受け	額面金額で九百四十八億円	円、一億円及び十億円、千円、五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十一月二十日	額面金額百円につき百円十三銭	〇・一パーセント	と、次に算式により算出した
<p>が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号、第十二号及び第十三号に</p> <p>おいて規定する期日について同</p> <p>じ。）。</p>									

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1 \times 1}{100}$$

<p>十一 第二期以 後の利子</p>	<p>十二 終期利子</p>	<p>毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期に於いて、その日以前六月間に属する利子を払う。</p> <p>平成十六年十一月二十二日を以て、次の算式により算出した金額を支払う。</p>
-----------------------------	--------------------	--

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{2}{365} \right)$$

<p>十三 償還期限</p>	<p>十四 償還金額</p>	<p>十五 元利支</p>	<p>十六 払込期日</p>	<p>平成十六年十一月二十二日</p> <p>日本銀行本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局</p> <p>平成十四年十一月二十日</p>
--------------------	--------------------	-------------------	--------------------	---